

## 第6編 防災気象情報編

### 第1章 総則

#### 第1節 総則

##### 1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当))では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って自治体や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっています。

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨特別警報</li> <li>氾濫発生情報</li> <li>キキクル(危険度分布) 「災害切迫」(黒)</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報</li> <li>キキクル(危険度分布) 「危険」(紫)</li> <li>氾濫危険情報</li> <li>高潮特別警報</li> <li>高潮警報</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨警報(土砂災害)※1</li> <li>洪水警報</li> <li>キキクル(危険度分布) 「警戒」(赤)</li> <li>氾濫警戒情報</li> <li>高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2)</li> </ul>	<p>地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル(危険度分布)や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>キキクル(危険度分布) 「注意」(黄)</li> <li>氾濫注意情報</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨注意報</li> <li>洪水注意報</li> <li>高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2)</li> </ul>	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。</p> <p>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> <li>早期注意情報(警報級の可能性)</li> </ul> <p>注：大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合</p>	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。</p> <p>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

- ※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。
- ※ 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

## 2 特別警報・警報・注意報

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報。
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報。

### (1) 気象警報、注意報、天気予報等の発表区分

- 特別警報・警報・注意報は、「二次細分区域」毎に発表される。  
(現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示)
- 「市町村等をまとめた地域」や「一次細分区域」等の地域区分を用いる場合がある。(大雨・洪水警報等の注意警戒文及び気象情報発表時のテレビやラジオによる放送等において、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるようにするため)

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等(二次細分区域)
徳島県	北部	徳島-鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部-阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇-美馬-穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田-貞光
		美馬南部-神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一字
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀-勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、美波町、牟岐町



## 第2節 特別警報

### 1 特別警報の種類と概要

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。警戒レベル4に相当。

### 2 現象に応じた特別警報の発表基準

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。

(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

### 3 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

大雨特別警報 (浸水害)	以下①又は②の1km格子に係る条件のいずれかを満たすと予想され、かつ、激しい雨(※1)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。 ① 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数(※2)の値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ② 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する流域雨量指数(※3)の値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
大雨特別警報 (土砂災害)	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※4)の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨(※1)がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に発表する。

※1. 激しい雨とは1時間におおむね30mm以上の雨をいう。

※2. 表面雨量指数:降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを表す値。

※3. 流域雨量指数:降った雨が地表面や地中を通して河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を表す値。

※4. 土壌雨量指数:降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。

### 4 大雨特別警報の基準となる50年に一度の値（令和4年3月24日現在）

48時間降水量(R48)	541mm
3時間降水量(R03)	162mm
土壌雨量指数(Soil Water Index)	297mm
1. 「50年に一度の値」の欄の値は、鳴門市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 2. 雨に関する鳴門市の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。 <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf</a> 3. R48、R03、SWIいずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 4. 大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 5. 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。	

## 5 台風を要因とする特別警報

### (1) 対象となる災害

主な事例として、「室戸台風」「伊勢湾台風」等

### (2) 発表時期

台風等を要因とする特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風・高潮・波浪・暴風雪になると予想されるときに発表される。具体的には、「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合（ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上）が発表指標とされている。

### (3) 沖縄地方では発表指標が異なる

沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島では、中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風が襲来する頻度が本土よりも高いため、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/sの台風を発表指標とされている。

### (4) 温帯低気圧についても発表されることがある

温帯低気圧は台風のように暴風警戒域を示されていないものの、猛烈に発達する温帯低気圧のような現象についても暴風の対象となる地域を予想することが可能。このため、台風・温帯低気圧によらず、伊勢湾台風級に発達した低気圧により猛烈な風が吹くような地域に対し特別警報を発表することとされている。

## 6 その他の現象を要因とする特別警報の指標

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震(地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

## 7 気象警報等に関連する用語

### (1) 土壌雨量指数

降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いられている。

### (2) 表面雨量指数

短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いられている。

### (3) 流域雨量指数

流域雨量指数は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の

洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いられている。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。

### 第3節 警報

#### 1 気象に関する警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準		
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。		
	表面雨量指数	17	
	土壌雨量指数	211	
※土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。			
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「12時間降雪の深さ」が10cm以上と予想される場合。		
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/sに到達することが予想される場合。		
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上と予想される場合。		
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。		
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル4相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。		
	瀬戸内側標高	2.0m以上	
	紀伊水道側標高	2.0m以上	
※徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、この基準によらず高潮警報を発表する場合がある。			
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想されたとき。		
	流域雨量指数基準	旧吉野川流域	33.5
		新池川流域	8.2
	複 合 基 準	新池川流域	(7, 7.1)
※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。			
吉野川 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表される。警戒レベル5相当。 [吉野川洪水予報実施要領(平成19年4月19日)による]		
吉野川 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。警戒レベル4相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[同] ・吉野川:岩津の基準地点で氾濫危険情報の発表基準を満たしているとき。		

<p>吉野川 氾濫警戒情報 (洪水警報)</p>	<p>氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準を満たしているときに徳島地方気象台と四国地方整備局徳島河川国道事務所が共同して発表する。[同]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吉野川：岩津の基準地点で氾濫警戒情報の発表基準を満たしているとき。</li> </ul>
----------------------------------	---

## 第4節 注意報

### 1 気象に関する注意報の種類と発表基準

種類	発表基準				
大雨注意報	<p>大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。警戒レベル2。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。</p> <table border="1"> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>154</td> </tr> </table> <p>※土壌雨量指数は、地域メッシュ(1km格子)毎に基準が異なる。</p>	表面雨量指数	11	土壌雨量指数	154
表面雨量指数	11				
土壌雨量指数	154				
大雪注意報	<p>大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「12時間降雪の深さ」が5cm以上と予想される場合。</p>				
強風注意報	<p>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。 具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。</p>				
風雪注意報	<p>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 具体的には、降雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/sに到達することが予想される場合。</p>				
波浪注意報	<p>高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、有義波高が3.0m以上と予想される場合。</p>				
高潮注意報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、警戒レベル2。 高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は警戒レベル3相当。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。 瀬戸内側標高1.4m以上 紀伊水道側標高1.4m以上 ※徳島県が定める基準水位観測所における高潮特別警戒水位への潮位の到達状況を考慮して、この基準によらず高潮警報を発表する場合がある。</p>				
雷注意報	<p>落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の「突風」や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。</p>				
融雪注意報	<p>融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。</p>				
濃霧注意報	<p>濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。</p>				
乾燥注意報	<p>空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。 発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。</p>				
なだれ注意報	<p>「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、「積雪の深さ」が50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。 降雪の深さが20cm以上 気象台における最高が7℃以上 降水量が10mm以上</p>				
低温注意報	<p>低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 鳴門市では、気象台における最低気温が-3℃以下が予想される場合。</p>				
霜注意報	<p>霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 鳴門市では、晩霜期を対象とし最低気温4℃以下が予想されたとき。</p>				
着氷注意報	<p>著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。</p>				

着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 鳴門市では、気温 $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の条件下で、「24時間降雪の深さ」が20cmに到達することが予想される場合。		
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 具体的には、以下の基準に到達することが予想される場合。		
	流域雨量指数基準	旧吉野川流域	26.8
		新池川流域	7.8
	複 合 基 準	新池川流域	(5、4.9)
	※流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、ここには主要な河川における代表地点の基準値を示している。 ※複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。		
	1. 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報(土砂災害)」として発表する。 2. 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。 3. 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし、解除されるまで継続される。 4. 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。 5. 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。 6. 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。		

## 第5節 気象庁「あなたの街の防災情報」(キキクル等)

### 1 確認できる情報の種類と概要

あなたの街の防災情報	キキクル	流域雨量指数の予測値	雨雲の動き
			

種 類	概 要	
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当
	「危険」(紫)	警戒レベル4相当
	「警戒」(赤)	警戒レベル3相当
	「注意」(黄)	警戒レベル2相当
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。	
	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当

洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <table border="1" data-bbox="470 347 1002 481"> <tr> <td>「災害切迫」(黒)</td> <td>警戒レベル5相当</td> </tr> <tr> <td>「危険」(紫)</td> <td>警戒レベル4相当</td> </tr> <tr> <td>「警戒」(赤)</td> <td>警戒レベル3相当</td> </tr> <tr> <td>「注意」(黄)</td> <td>警戒レベル2相当</td> </tr> </table>	「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当	「危険」(紫)	警戒レベル4相当	「警戒」(赤)	警戒レベル3相当	「注意」(黄)	警戒レベル2相当
「災害切迫」(黒)	警戒レベル5相当								
「危険」(紫)	警戒レベル4相当								
「警戒」(赤)	警戒レベル3相当								
「注意」(黄)	警戒レベル2相当								
流域雨量指数の予測値	「流域雨量指数」は、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標で、洪水警報等の発表基準に用いられている。 「流域雨量指数の予測値」とは、河川毎に、これまでに降った雨(解析雨量)とこれから降ると予想される雨(6時間先までの降水短時間予報等)を取り込んで、上流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値である。6時間先までの各時刻の予測値が、洪水警報等の基準値への到達状況に応じて色分けされ、気象庁HPで公表されている。 <a href="https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/">https://www.jma.go.jp/bosai/floodindex/</a>								
雨雲の動き	高解像度降水ナウキャスト、雷ナウキャスト、竜巻発生確度ナウキャスト、アメダス10分間雨量、前5分間の雷の状況、線状降水帯の7種類がある。 雨、雷、竜巻の状況が確認できる。								

## 第6節 気象庁から発表されるその他の気象情報

### 1 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県:北部・南部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### 2 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通傷害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

### 3 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市長の避難指示の発令判断や市民の自主避難の判断を支援するため、対

象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方气象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として次のように作成・発表される。

### 徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分  
徳島県 徳島地方气象台 共同発表

**【警戒対象地域】**  
阿南市 勝浦町 那賀町 鷲敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町 日和佐地域

**【警戒解除地域】**  
三好市 東祖谷 那賀町 木沢地区 那賀町 木頭地区

**【警戒文】**

<概況>  
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>  
避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



警戒対象地域

警戒解除地域

問い合わせ先  
088-621-2541(徳島県県土整備部 砂防防災課)  
088-622-3857(徳島地方气象台)

警戒を要する市町村名が明記される。

土砂災害の危険度が高い市町村

土砂災害の危険度が低くなった市町村

(2) 土砂災害警戒情報の発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した土壌雨量指数が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、発表対象地域（下図参照。土砂災害危険箇所のない松茂町、藍住町、北島町を除く21市町村44地域）単位で発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

発表対象地域



(3) 土砂災害警戒情報の解除基準

土壌雨量指数が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想される時、発表対象地域ごとに解除する。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は法第55条及び土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）第27条に基づき市長に伝達する。

伝達系統については、60ページの「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」に準ずる。

(5) 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対策が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊対策を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

4 記録的短時間大雨情報

徳島県内（北部・南部）で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県北部 1時間降水量	110 ミリ以上を観測または解析したとき
徳島県南部 1時間降水量	120 ミリ以上を観測または解析したとき

## 5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県：北部・南部）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

### (1) 竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）

徳島県竜巻情報 第〇号  
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

### (2) 竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）

徳島県竜巻注意情報 第〇号  
 令和××年×月×日〇〇時〇〇分 気象庁発表

**【目撃情報あり】**徳島県×部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。徳島県×部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。この情報は、×日〇〇時〇〇分まで有効です。

## 6 吉野川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。吉野川については、四国地方整備局徳島河川国道事務所と徳島地方気象台が共同で下表の標題により発表する。警戒レベル2～5に相当する。

### (1) 洪水予報区間

- 左岸 徳島県三好市池田町から河口まで
- 右岸 徳島県三好市池田町から河口まで

### (2) 水位又は流量の予報に関する基準点

### (3) 池田（無堤・有堤）、岩津

### (4) 担当官署名

### (5) 徳島河川国道事務所、徳島地方気象台

### (6) 発表基準

池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	吉野川氾濫注意情報(洪水注意報)を発表する。
池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が、水位予測に基づき氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき	吉野川氾濫警戒情報(洪水警報)を発表する。
池田(無堤・有堤)・岩津のどちらかの基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき	吉野川氾濫危険情報(洪水警報)を発表する。
洪水予報区間内で氾濫が発生したとき	吉野川氾濫発生情報(洪水警報)を発表する。

(7) 指定河川洪水予報の種類、標題と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(8) 吉野川洪水予報の基準水位

河川名	観測所名		水防団	氾濫注意	避難	氾濫	計画
			待機水位	水位	判断水位	危険水位	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	—
吉野川	池田(無堤)	いけだ(むてい)	4.1	6.7	7.4	8.0	11.872
	池田(有堤)	いけだ(ゆうてい)	4.1	6.7	8.0	9.7	11.872
	岩津	いわづ	3.3	5.3	6.8	7.5	12.937

(単位:m)

7 台風予報、台風情報

(1) 台風に関する予報、情報

1. 気象庁では、台風の実況を3時間ごとに発表している。台風の1日(24時間)先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日(120時間)先までの24時間刻みの予報を8時間ごとに発表している。
2. 令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風に発達すると予想される熱帯低気圧(以下、「発達する熱帯低気圧」)について、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

(2) 台風の大きさ、強さ

1. 台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ（強風域：平均風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）を 3 段階、強さ（最大風速：10 分間平均風速の最大値）を 4 段階で表現する。

台風の大きさの分類	
平均風速 15m/s 以上の強風域の半径	分類
500 km未満	
500 km以上 800 km未満	大型(大きい)
800 km以上	超大型(非常に大きい)

台風の強さの分類	
最大風速	分類
17m/s 以上 33m/s 未満	
33m/s 以上 44m/s 未満	強い
44m/s 以上 54m/s 未満	非常に強い
54m/s 以上	猛烈な

## 8 火災気象通報

消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 22 条第 1 項の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに徳島地方気象台が徳島県知事に対して通報し、徳島県を通じて鳴門市や鳴門市消防本部に伝達される。

- (1) 火災気象通報の基準
- (2) 「乾燥注意報」基準（実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下）及び「強風注意報」基準（平均風速12m/s以上）と同じである。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

## 第7節 火山に関する警報・予報等

気象庁は、噴火災害軽減のため、全国 111 の活火山を対象として、観測・監視・評価の結果に基づき、火山ごとに警戒等を必要とする市区町村を明示して、噴火警報・噴火予報を発表する。

### 1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁及び管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

### 2 噴火予報

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

### 3 噴火警戒レベル

気象庁及び管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を 5 段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

詳細については、「気象庁ホームページ」を参照のこと。

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level\\_toha/level\\_toha.htm](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/level_toha/level_toha.htm)

#### 4 噴火速報

気象庁及び管区气象台が、登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- (1) 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- (2) 噴火の規模が小さく、事実を確認できない場合

#### 5 火山の状況に関する解説情報

気象庁及び管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### 6 降灰予報（定時）

- (1) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- (2) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

#### 7 降灰予報（速報）

- (1) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後速やかに5～10分程度で発表。
- (2) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

#### 8 降灰予報（詳細）

- (1) 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- (2) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。詳細は以下気象庁 HP を参照。

[https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf\\_guide.html](https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html)

## 9 火山ガス予報

気象庁及び管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

## 10 火山に関する情報等

気象庁及び管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

### (1) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

### (2) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

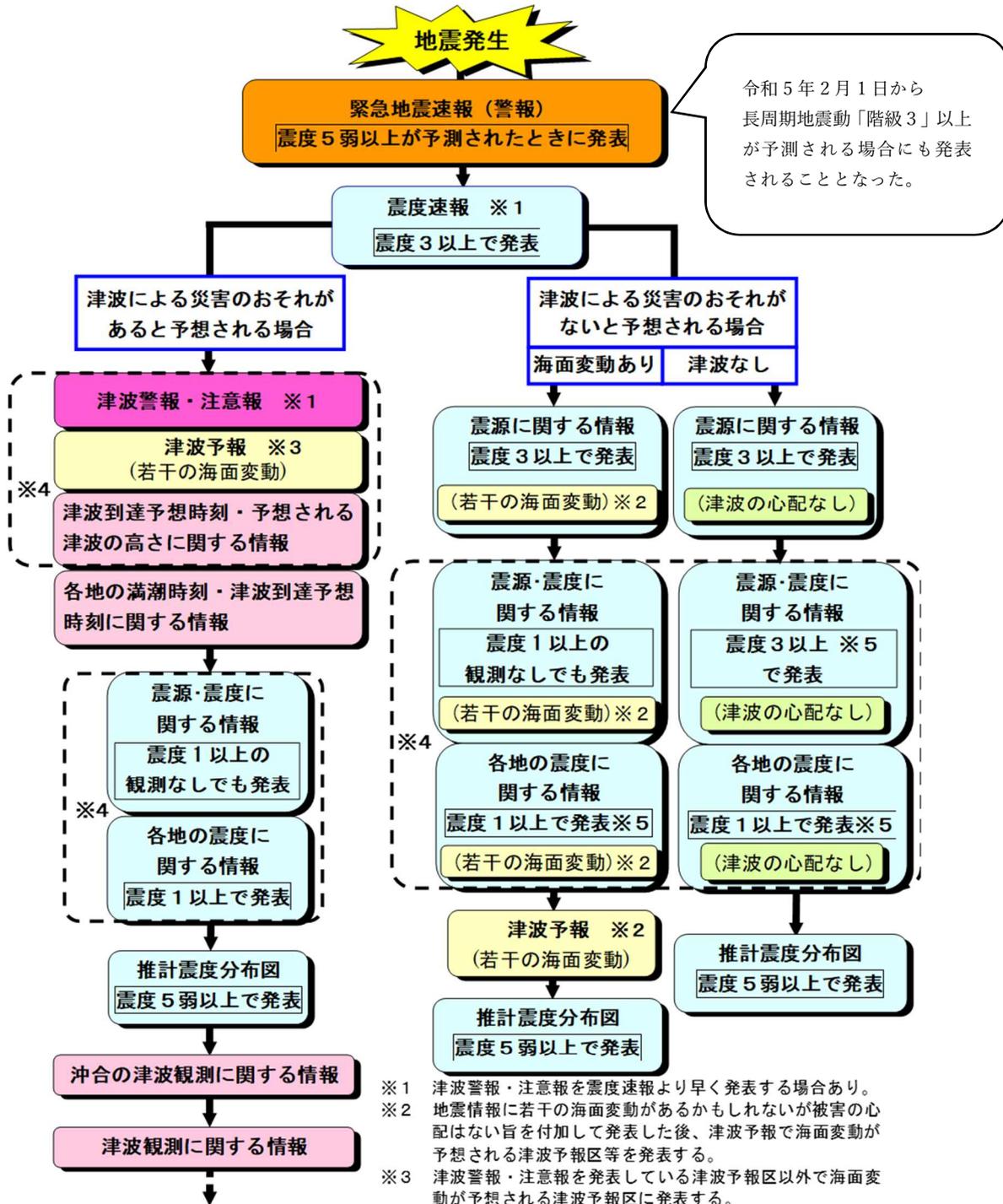
### (3) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる報告・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

## 第2章 地震及び津波関係

### 第1節 地震・津波情報 発表フローチャート図

#### 地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

## 第2節 緊急地震速報

### 1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4又は長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

（※）緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	鳴門市

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

### 2 緊急地震速報の種類と内容

種類	内容
緊急地震速報（警報）	地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱又は長周期地震動階級3以上と予想された場合に発表する。 緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報（地震動特別警報）に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の方に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。
緊急地震速報（予報）	いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合。
1点の観測点のみの処理結果によって緊急地震速報（予報）を発信した後、所定の時間が経過しても2観測点目の処理が行われなかった場合は雷など地震以外の揺れ（ノイズ）と判断し、発表から数秒～10数秒程度でキャンセル報（地震以外の揺れで発表した緊急地震速報を取り消す情報）を発信します。島嶼部など観測点密度の低い地域では、実際の地震であってもキャンセル報を発信する場合があります。なお、この場合には、キャンセル報の発信までに30秒程度かかることがあります。 この基準は変更される場合があります。	

### 3 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

### 4 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅等屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下等に隠れる。 <注意> あわてて外へ飛び出さない。 その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 扉を開けて避難路を確保する。

駅やデパート等の集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 ＜注意＞ あわてて出口・階段等に殺到しない。 吊り下がっている照明等の下からは退避する。
街等屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯する等して、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避ける等、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

## 5 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合。 ・ 震度 3 以上 ・ 大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度(震度 4 以上)を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約 10 分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発現時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等。	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

震源要素とは、発生日時、震源地、震源の深さ、地震の規模等である。

## 7 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び大阪管区気象台・徳島地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・ (担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、最大震度の更新や発表地域が追加されない限りその都度の発表はしない)</li> </ul>	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・ (担当地域で)震度5弱以上を観測</li> <li>・ 社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul>	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
徳島県の地震	定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
大阪管区気象台 週間地震概況	定期(毎週金曜)	防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

## 第3節 大津波警報・津波警報・津波注意報

### 1 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時に地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という。)を、津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

## 2 鳴門市が属する津波予報区

津波予報区: 徳島県	区域: 徳島県	<p>津波予報区図</p> <p>香川県</p> <p>徳島県</p> <p>高知県</p> <p>愛媛県</p> <p>瀬戸内海沿岸</p> <p>宇和海沿岸</p>
------------	---------	--

## 3 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m < 予想高さ) 10m (5m < 予想高さ ≤ 10m) 5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※ 大津波警報を特別警報に位置づけている。

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## 4 津波警報等の留意事項等

- (1) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (2) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- (3) 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。  
このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

## 第4節 津波情報

### 1 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

### 2 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容																																	
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻(※1)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表																																	
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																																	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※2)																																	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※3)																																	
<p>この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p> <p>津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。</p> <p>最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>最大波の観測値の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m 以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m 未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p>沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</p> <p>沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。</p> <p>最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p> <p>沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値(注))の発表内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>1m 超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m 以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> </tbody> </table>			警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m 超	数値で発表	1m 以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m 以上	数値で発表	0.2m 未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																																
大津波警報	1m 超	数値で発表																																
	1m 以下	「観測中」と発表																																
津波警報	0.2m 以上	数値で発表																																
	0.2m 未満	「観測中」と発表																																
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																																
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																																
大津波警報	3m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	3m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波警報	1m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																
	1m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																																
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																																

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

### 3 津波情報の留意事項等

- (1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
  - 1. 津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
  - 2. 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- (2) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
  - 1. 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- (3) 津波観測に関する情報
  - 1. 津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
  - 2. 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- (4) 沖合の津波観測に関する情報
  - 1. 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
  - 2. 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

## 第5節 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

### 1 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表。